

一般社団法人日本内分泌外科学会定款細則

第1章 総則

第1条 一般社団法人日本内分泌外科学会の運営は、定款に定められたことのほかは、定款第49条に基づき、この定款細則に従って行う。

第2章 会員

(名誉会員)

第2条 理事会は、名誉会員の候補者を選出する。

第3条 名誉会員候補者は、次の各号の基準により選出する。

1. 年齢が満65歳以上で、理事長、会長、副会長、または、その他の役員を4年以上経験したこと。
2. 本条第1号の基準にかかわらず、理事会において、名誉会員候補者とすることがふさわしいと認められること。

第4条 名誉会員は評議員会に出席することはできるが、議決権はもたない。また機関誌は送付されるが年会費は免除される。

(特別会員)

第5条 特別会員候補者は、次の各号の基準により選出する。

1. 定年に達した評議員またはその経験者。
2. 本条第1号の基準にかかわらず、理事会において、特別会員候補者とすることがふさわしいと認められること。

第6条 特別会員は評議員会に出席することはできるが、議決権はもたない。また機関誌は送付されるが年会費は免除される。

(準会員)

第7条 準会員は評議員となる資格はない。

(学生会員)

第8条 学生会員は評議員の推薦のもとに理事会で審議決定する。単年度更新とする。評議員となる資格はない。会費免除はされるが、学生会員歴は評議員選出の条件となる入会歴には含まれない。

(賛助会員、外国通信会員)

第9条 賛助会員と外国通信会員は評議員となる資格はない。また同会員歴も評議員選出の条件となる入会歴には含まれない。

第3章 評議員

(評議員)

第10条 当法人の評議員は、正会員の中から選挙により選ばれた者を理事会で承認する方

法により選任する。なお評議員を承認するための理事会は選挙後 1 か月以内に開催しなくてはならない。

- 2 評議員は、概ね正会員 8 名の中から 1 名の割合をもって選出する。定数は、各選挙の前に理事会にて決定する。
- 3 評議員の任期は 1 期 4 年とし、原則秋（当該事業年度に開催される定時評議員会の開催日から同年 12 月 31 日までの間。以下同じ。）に開催される選挙後の理事会で承認されたときから 4 年が経過する事業年度の原則秋に開催される選挙後の理事会で新たな評議員が承認されるときまでとする。ただし、任期の途中に選任された評議員の任期は、他の評議員の任期の満了すべきときまでとする。
- 4 評議員は再任を妨げないが、選挙が行われる年の 3 月 31 日の時点で満 63 歳に達した者は立候補できない。
- 5 評議員は、定時総会を 4 年の任期中 2 回以上欠席したときは、その資格を失い、かつ、次期の評議員に立候補する資格を失う。本項の適用に関しては、書面評決または委任状による出席は出席とみなす。
- 6 評議員が次の各号に該当するときは、理事会の決議を経て、総社員の 3 分の 2 以上の賛成により、当該評議員を解任することができる。
 - （1）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
 - （2）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

なお、この規定により解任する場合は、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う前に、当該評議員が希望すれば、理事会及び評議員会において弁明の機会を与えなければならない。

- 7 評議員は満 65 歳を迎えた年度末に定年とする。

（評議員候補者）

第 11 条 評議員選挙に立候補する会員は、別に定める形式により、定められた日までに理事長に届け出るものとする。立候補する会員は、選挙が行われる年の 4 月 1 日現在において、つぎの各号に定める条件のすべてを満足しなければならない。但し、理事長が推薦し、理事会で承認されたものはこの限りではない。

なお、つぎの 3.4. 号の本会の年次学術集会には、日本内分泌外科学会総会、日本内分泌科学会学術大会、日本甲状腺外科学会学術集会、甲状腺外科研究会、甲状腺外科検討会を含むこととする。

1. 引き続き 5 年以上、正会員であり、かつ会費を完納していること。ただし、選挙が行われる年の 3 月 31 日の時点で満 63 歳に達したものは立候補できない。
2. 内分泌外科の臨床または研究経験が 10 年以上であること。
3. 内分泌外科に関連する論文または著書（ともに共著を含む）、あるいは本会の年次学術集会での発表（筆頭演者）が、あわせて 5 編以上あること。

4. 本会の年次学術集會に5回以上出席していること。

(評議員の選任)

第12条 評議員は正会員による選挙によって選出される。

- 2 評議員は外科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、泌尿器科、放射線科、病理診断科、その他診療科の6部門に分けて選出される。
- 3 評議員選挙の選挙権は、評議員選挙公示日にこの法人の正会員で、選挙当該年度までの会費を完納したものがこれを有する。(以下「選挙人」という。)
- 4 評議員選挙に立候補するものは、評議員選挙公示日にこの法人の正会員であり、選挙当該年度までの会費を完納していなければならない。(以下「被選挙人」という。)
- 5 評議員の選出にあたり、理事長は選挙管理委員会を組織し、選挙の管理を委嘱する。投票は選挙管理委員会の定めた方法にて規定の期日までに実施する。
- 6 選挙管理委員会は、選挙公示に際して選挙人名簿の公示を行う。公示後10日以内に選挙管理委員会に異議を申し立てることができる。委員会が異議の申し立てを認めるときは、選挙人名簿の訂正を行い、選挙人および被選挙人にこれを告示する。
- 7 評議員の選出に当たり、正会員は1名につき6票の投票権を有するものとする。
- 8 外科、耳鼻咽喉・頭頸部外科、泌尿器科、放射線科、病理診断科、その他診療科の6部門に分けて得票数を集計し、それぞれの会員数に応じて8名に1名の割合の評議員を部門別に得票数の多い順に選出する。得票同数のときは、抽選によって当選人を決める。部門別の定数の端数は四捨五入とする。各部門の立候補者の数が定数割れの場合はそのまま定数に満たない数で確定する。
- 9 選挙による選出評議員に加え、定数の10%以内の評議員を理事会の決議を経て理事長が推薦することができる。推薦評議員は選挙結果にはよらず、学識、業績を重視して推薦されるものとする。
- 10 投票においては、以下の投票を無効とする。
 - (1) 定められた投票方法に従わないもの。この場合は投票すべてを無効とする。
 - (2) 候補者以外の氏名または他事を記載または選択したもの、ただし、この場合は当該部分のみを無効とする。
 - (3) 氏名の確認し難いもの、ただし、この場合は当該部分のみを無効とする。
 - (4) 複数の同一氏名を記載または選択したもの、ただし、この場合は1票のみを有効とする。
 - (5) 定められた連記数を超える数の氏名を記載または選択したもの、この場合は投票すべてを無効とする。

第4章 役員

第13条 理事のうち20名および監事2名は、評議員である候補者の中から、評議員の選挙によって選出する。

2 選挙の詳細は別に定める役員候補者選考規則によって行う。

第14条 理事長は新たに選出された20名の新理事による互選により選出する。選挙の管理は新監事2名が行う。新理事長は定時評議員会後に開催される理事会によって正式に理事長に選定される。

第15条 理事長は3名以内の理事長推薦理事を指名できる。

第16条 副理事長は理事長が新理事(理事長推薦理事を含む)のなかから2名まで推薦することができ、理事会での承認を得る。

2 複数の場合にはあらかじめ理事長代行時の優先順位を決定する。

第17条 選挙によって選出された理事、監事および理事長推薦理事は評議委員会の決議により正式に選任される。

2 理事、監事は、評議員定年後も前項の任期までとする。

3 理事、監事は、4期連続して務めることはできない。

第5章 委員会

第18条 本会は別表の委員会を設置するが、必要に応じてあらたに委員会をおくことができる。委員会の新設改廃は理事長が行い理事会に報告する。

第19条 各委員会の委員長は理事の中から選任し、理事長が任命する。

第20条 各委員会の委員は会員の中から委員長と理事会の承認をえて理事長が任命する。

2 特に必要な時は、委員は会員以外でも委嘱できる。

第21条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

第22条 定年後の会員でも顧問として委員会に参加できる。

第23条 そのほか各委員会の内規は必要に応じ別にこれを定める。

第6章 会費

第24条 定款8条の規定に基づき、会費を各号の通り定める。

1. 評議員の会費は年額10,000円とする。

2. 評議員以外の正会員の会費は年額8,000円とする。

3. 準会員の会費は年額5,000円とする。

4. 外国通信会員の会費は年額2,000円とする。

5. 賛助会員の会費は個人年額10,000円、団体年額30,000円以上とする。

第7章 機関誌

第25条 本会は、日本内分泌外科学会雑誌を機関誌と定める。正会員、名誉会員、特別会員、準会員、学生会員、賛助会員、外国通信会員に送付される。

第8章 学術集会・会長・副会長

第26条 学術集会は年1回開催し、総会と呼ぶ。

2 総会時に定時評議員会を開催する。-

第27条 学術集会における業績発表は会員に限る。ただし、会長がとくに委嘱するものはこの限りではない。

(会長・副会長)

第28条 学術集会を総理するものとして、本会に会長をおく。

2 翌年の会長予定者として、本会に副会長をおく。

3 総会の会長、副会長を総会会長、総会副会長と呼ぶ。

4 理事でない会長、副会長はその任期中は理事会に出席できるが、議決権はない。

第29条 会長の任期は、担当する学術集会の前年度終了日の翌日から当該年度の学術集会終了日までとする。

第30条 副会長候補者は評議員から選出する。

第31条 副会長候補者となろうとする会員、あるいは候補者を推薦する会員は、理事長が定めた期日までに文書でその旨を理事長へ届け出ることとする。

2 副会長の選任は、理事会が推薦後、評議員会に出席した評議員の投票により行う。但し、委任状による投票は、これを認めない。

3 副会長選挙は単記無記名により行い、得票多数をえた候補者を当選人と定め、得票数同数のときは、開票立会人の抽選により当選人を決める。

4 候補者が単独の場合には評議員会での承認を得る。

第32条 理事は、在職のまま副会長に立候補し、または候補者としての推薦を受けることができる。また、当選後はそれぞれの職を兼任することができる。

第33条 監事は、会長および副会長を兼ねることはできない。ただし、会長および副会長につき本法人と使用人関係がなく、監査の実効性が確保されると認められ、理事会が承諾した場合にはこの限りではない。

第34条 会長は、学術集会終了後、収支決算書を作成し、学術集会終了後翌年1月末日までに理事長に報告する。

第9章 資産の管理

第35条 この法人の資産は理事長が管理し、理事会の議決による。

第10章 事務局

第36条 理事長は、定款で定める事務局以外に所属する部局に資産管理のための事務局を置くことができる。前者を運営事務局、後者を事務局と呼ぶ。事務局要員を雇用する場合、業務に携わった時間に限って給与を学会に請求することができる。

第 11 章 附則

第 37 条 定款および定款細則施行に関し必要な規定は、理事会の議を経てその都度別に定める。

第 38 条 この細則を改正する場合には、理事会の議決を経なければならない。

第 39 条 学会発足時の会員などの移行について、以下各号の通りとする。

1. 会員：日本内分泌外科学会会員および日本甲状腺外科学会会員は、それぞれの解散時に会員であったものは、退会の意思を示さない限り本法人の会員となる。本法人の会員歴はそれぞれの学会の会員歴を引き継ぐ。
2. 評議員：日本内分泌外科学会評議員および日本甲状腺外科学会評議員は、それぞれの解散時に評議員であったものは、特別な意思を示さない限り本法人の評議員となる。ただし、日本内分泌外科学会評議員は平成 29 年度までのすべての会費を、日本甲状腺外科学会評議員は平成 30 年度までのすべての会費を、それぞれの学会の解散時までに入納しなければ評議員の資格を失う。また、両学会で重複して評議員であったものも当法人では各自 1 票のみの議決権を保持する。
3. 理事：本法人の設立時理事は、本法人設立時の日本内分泌外科学会と日本甲状腺外科学会の理事が務める。また、両学会で重複して理事であったものも当法人では各自 1 票のみの議決権を保持する。
4. 名誉会員、特別会員：日本内分泌外科学会、日本甲状腺外科学会の名誉会員および特別会員・功労会員は、特別な意思を示さない限り本法人の名誉会員、特別会員となる。

第 40 条 日本内分泌外科学会と日本甲状腺外科学会が共同出版していた日本内分泌外科・甲状腺外科学会雑誌は 2019 年から日本内分泌外科学会雑誌と改称する。

附則

1. この細則は 2018 年 10 月 27 日から施行する。

施行細則改正履歴

2022 年 3 月 26 日

2023 年 6 月 16 日

別表

総務・会則委員会

財務会計委員会

人事選挙委員会

教育・学術委員会

HP 管理・広報委員

専門医制度委員会

(専門医制度資格認定小委員会)

(専門医制度 専門医研修プログラム小委員会)

(専門医制度施設認定小委員会)

(専門医制度試験問題作成小委員会)

編集委員会

(英文誌作成小委員会)

甲状腺腫瘍診療ガイドライン作成委員会

副甲状腺機能亢進症ガイドライン作成委員会

副腎腫瘍診療ガイドライン作成委員会

甲状腺癌取扱い規約委員会

甲状腺病理委員会

NCD 委員会

COI・倫理委員会

医療保険委員会

国際連携委員会

学会賞・奨励賞選考委員会

将来検討委員会

内視鏡下甲状腺手術ワーキンググループ

甲状腺癌集学的治療委員会

オンライン診療 WG 委員

内視鏡手術委員会

NCD データベース管理委員会

甲状腺微小癌取り扱い委員会

膵内分泌腫瘍委員会

女性内分泌外科医委員会

核医学関連委員会

泌尿器関連委員会

耳鼻咽喉科頭頸部外科関連委員会

智瑤基金管理委員会

働き方改革・労働問題検討委員会

支部会・地方会準備委員会

外科学会関連委員会

外科学会専門医制度委員会

外科関連専門医制度委員会

外保連委員

手術委員

処置委員

検査委員

実務委員

検査検体採取 WG

サブスペ領域専門医検討委員会